

契約書

No. _____

(以下、甲とする)と、ペットシッター PetitTama. 岡 幸枝

(以下、乙とする)との間で、甲が所有するペットの一時飼育(以下、シッティングという)につき、次のとおり契約を締結する。

- 1条 契約期間は、____年 ____月 ____日 ____時から ____年 ____月 ____日 ____時までとする。
- 2条 代金及び交通費並びにその支払方法は、甲乙協議の上公正に定めるものとする。
- 3条 シッティングの対象となるペットで、法が定めた検疫及び予防接種等が義務付けられているものは、原則としてこれを受けているものとする。
- 4条 甲または乙は、契約を遂行するにあたり、乙が甲の所有物を使用し保管する必要がある場合には、甲乙協議の上これを定める。
- 5条 乙がシッティングを行う場合及び4条の場合には、乙は善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 6条 甲または乙が、本契約の条項に違反し相手方に損害を与えたときは、違反した当事者は相手方に対してその損害を賠償するものとする。
- 7条 以下の場合に該当したときは、相手方は何の告知も要せず本契約を解除できる。
 - (1) 甲または乙が、契約の遂行に関する事項について、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正が行われない場合。
 - (2) 甲または乙に、契約の遂行に関する重要事項に虚偽告知がある、または重要事項を告知しなかったことが発覚した場合。
- 8条 以下の場合に該当したときは、料金に関する返金は応じないものとする。
 - (1) 甲の事情により、契約期間開始後にシッティングを中止する場合。
 - (2) ペットシッターの不可抗力による事故・死亡の場合。
 - (3) 7条に該当する事由が発生し契約が解除された場合。
- 9条 乙の事情により、シッティングの遂行が困難になった場合、乙は直ちに甲へ連絡するとともに、甲乙協議の上解決するものとする。
- 10条 以下の場合には乙の責任を免責する。
 - (1) ペットシッターの落ち度ではない不可抗力などによる物品の損害、ペットによる建物及び家財の損傷等、ペットへの賠償(病気・怪我・事故・脱走・死亡など)。
 - (2) 乙の管理下でない、甲の貴重品等の紛失等。
 - (3) 天変地異や甲または乙の責に及ばない災害により損害が発生した場合。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

____年 ____月 ____日

〒

甲(オーナー) (住所)

(氏名)

印

〒703-8282

乙(ペットシッター) (住所) 岡山市中区平井1173-9

(氏名) 岡 幸枝

印